

後発医薬品使用体制加算 2018年度改定前の1.6倍 病院、診療所ともに増加傾向

株式会社日本アルトマーク(以下、日本アルトマーク、東京都港区・代表取締役社長 梅田友彦)は、後発医薬品関連の加算算定施設数等について、2019年11月時点の状況を調査いたしました。

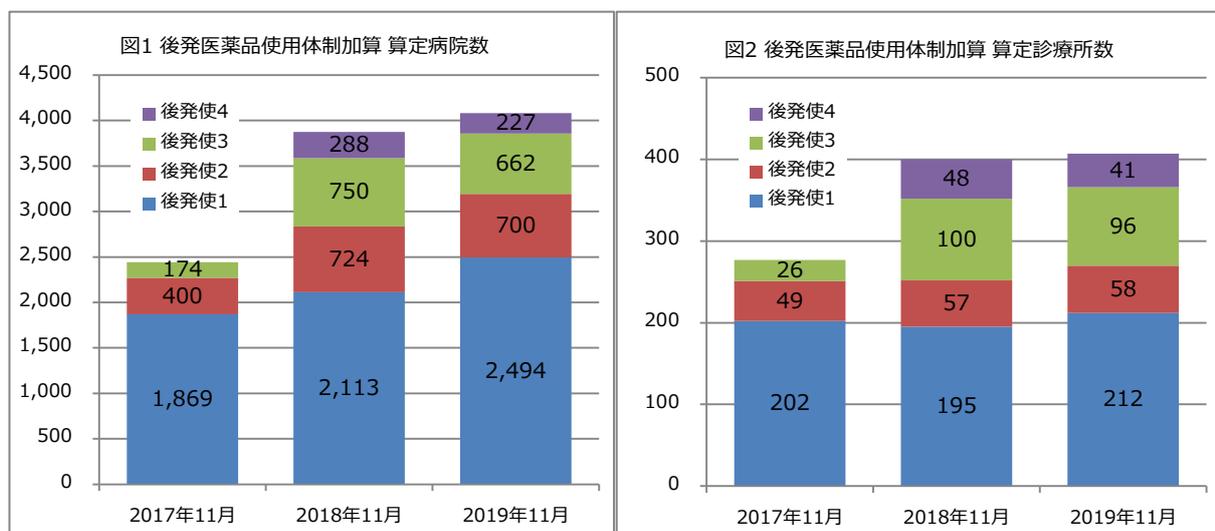
後発医薬品(ジェネリック医薬品)は先発医薬品に比べて安価であることから、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものとして、厚生労働省により、その使用促進のためのさまざまな施策が講じられています。2017年6月の閣議決定において「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」という具体的な目標が設定されました。

2019年12月に厚生労働省より公表された「医科・調剤分の後発医薬品割合(数量ベース)について」によると、「医科入院」「医科入院外」「調剤」を合わせた後発医薬品の使用割合は、2019年3月時点で75.1%となっています。内訳を見ると「医科入院」77.7%、「医科入院外」64.3%、「調剤」76.6%であり、「医科入院外」が遅れていることがわかります。

2020年度診療報酬改定の議論でも、さらなる使用促進策が検討されている後発医薬品に関して「後発医薬品使用体制加算」「外来後発医薬品使用体制加算」「後発医薬品調剤体制加算」の算定状況から、現在の状況をまとめました。

◇後発医薬品使用体制加算 4,413施設が算定 病院は2018年度改定前の1.6倍

後発医薬品使用体制加算は入院患者に対する入院基本料の加算であり、後発医薬品の採用品目数や使用割合の基準を満たす病院および診療所が算定できる。2019年11月時点で算定があったのは4,413施設^{*1}であり、内訳は、病院が4,015施設^{*1}、診療所が398施設^{*1}であった。(図1、図2)



DPC 制度における後発医薬品係数の見直しにともない、2018 年度診療報酬改定で DPC 対象病棟入院患者が後発医薬品使用体制加算の対象となり評価対象患者が拡大された。この影響か、後発医薬品の使用割合の基準が引き上げられ算定要件が厳格化されたものの、病院においては 2,401 病院^{※1} が算定していた 2017 年 11 月時点と 2019 年 11 月時点と比較すると 1,614 病院増加し、約 1.6 倍となった。(図 1)

病床規模別に見ると、全国の病院数に対する 2019 年 11 月時点の後発医薬品使用体制加算算定病院の割合は 49.1%であり、2017 年 11 月時点より 17.6 ポイント高くなった。どの病床規模においても割合が伸びている様子が見てとれるが、病床規模が大きい病院の伸びが特に目立つ。(表 1)

表 1 病床規模別 後発医薬品使用体制加算 算定病院数および割合(2019 年 11 月時点)

	後発使 1	後発使 2	後発使 3	後発使 4	合計	病院数 ^{※2}	割合 ^{※2} 2019 年 11 月	割合 ^{※2} 2017 年 11 月
20~99 床	489	154	200	78	921	2,942	31.3%	25.5%
100~199 床	814	234	236	79	1,363	2,832	48.1%	33.4%
200~299 床	383	96	99	28	606	1,063	57.0%	33.1%
300~399 床	344	102	55	17	518	688	75.3%	27.0%
400~499 床	230	39	33	10	312	380	82.1%	28.4%
500 床以上	234	75	39	15	363	407	89.2%	24.6%
合計	2,494	700	662	227	4,083	8,312	49.1%	31.5%

2019 年 11 月時点の経営体別では、健康保険組合や共済組合などが含まれる社会保険の割合が最も高く 94.4%、次いで、国立 88.9%であった。(表 2)

2017 年 11 月時点からの伸び幅を見ると、社会保険が最も大きく 74.0 ポイントであった。医療法人およびその他の法人は、伸びているものの依然半数を下回る結果であった。(表 2)

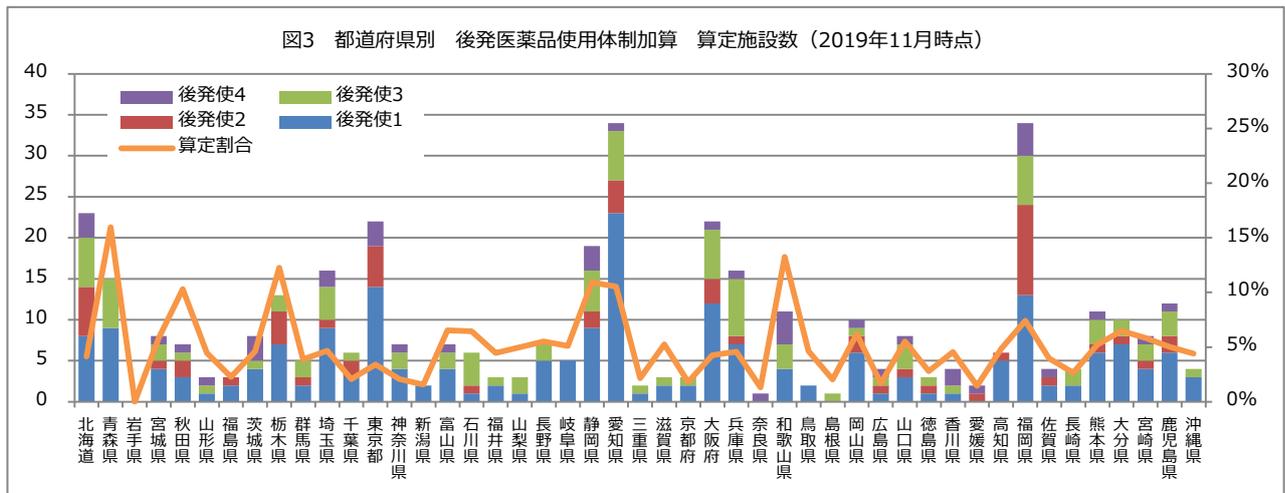
表 2 経営体別 後発医薬品使用体制加算 算定病院数および割合(2019 年 11 月時点)

	後発使 1	後発使 2	後発使 3	後発使 4	合計	病院数 ^{※2}	割合 ^{※2} 2019 年 11 月	割合 ^{※2} 2017 年 11 月
国立	212	48	24	3	287	323	88.9%	37.8%
公的	539	141	115	40	835	1,204	69.4%	26.8%
社会保険	36	8	4	3	51	54	94.4%	20.4%
医療法人	1,440	419	439	147	2,445	5,742	42.6%	31.3%
その他	267	84	80	34	465	989	47.0%	19.1%
合計	2,494	700	662	227	4,083	8,312	-	-

※1 複数区分を届出ている病院・診療所があるため図 1 および表 1、表 2 の合計とは異なります

※2 病院数: 全国の病院数、割合: 病院数に対する算定病院数(合計)の割合

2019 年 11 月時点の都道府県別の状況を見ると、算定施設数は愛知や福岡が突出して多かったが、都道府県ごとの病院数に対する算定割合が最も高かったのは青森 16.0%、次いで、和歌山 13.3%であった。なお、岩手では算定がなかった。(図 3)

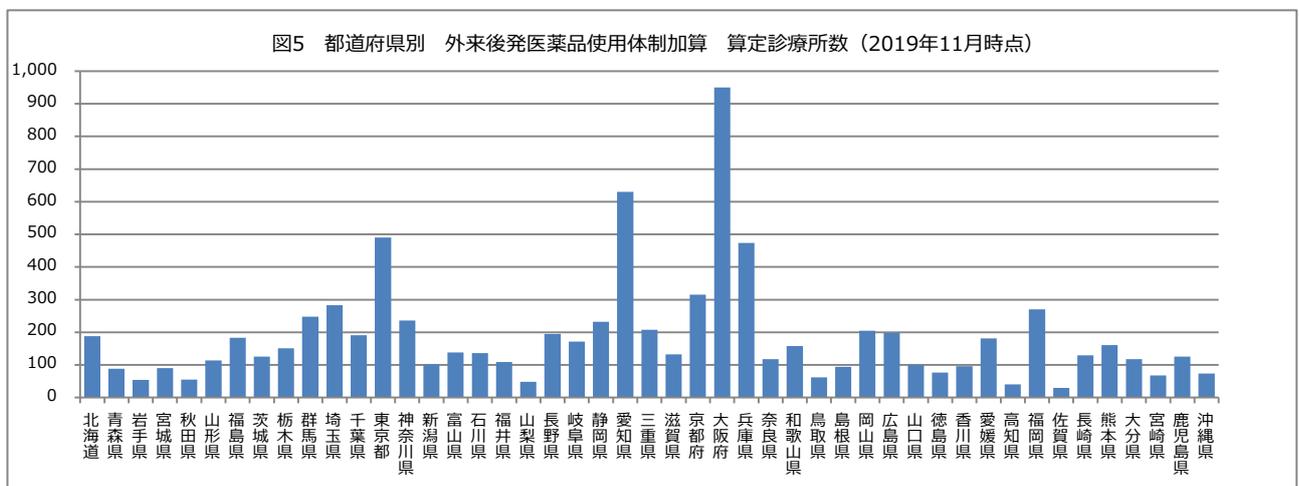


◇外来後発医薬品使用体制加算 8,643 施設が算定

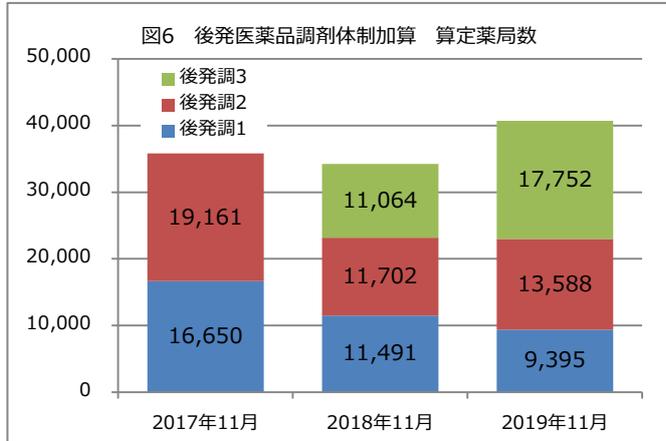


外来後発医薬品使用体制加算は、院内処方を行っている診療所が後発医薬品の使用割合などの基準を満たす場合に算定できる加算である。年々増加する傾向にあり、2019年11月時点では、8,643施設が算定していた。(図4)

2019年11月時点の都道府県別の算定施設数は、大阪が最も多く950施設、佐賀が最も少なく30施設であった。(図5)



◇後発医薬品調剤体制加算 40,245 薬局が算定



後発医薬品調剤体制加算は薬局における後発医薬品の調剤体制を評価する加算であり、2019年11月時点では、全国の保険薬局 59,602 薬局の 68.3%にあたる 40,245 薬局^{※3}が算定していた。

評価区分が2区分から3区分となり調剤数量割合の基準が引き上げられた2018年度診療報酬改定直後は算定薬局数が減少したが、2019年11月には改定前の2017年11月を上回る結果となった。

また、改定後の2018年11月と2019年11月を比較すると、高い調剤数量割合の区分2および区分3が伸びていることがわかる。(図6)

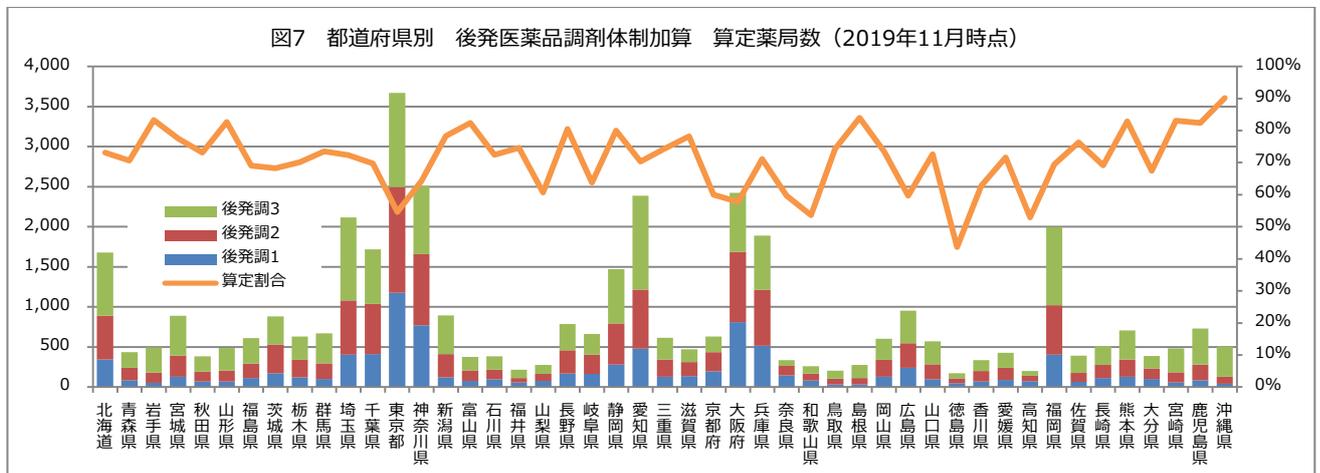
※3 複数区分を届出ている薬局があるため図6および表3の合計とは異なります

2019年11月時点で後発医薬品調剤体制加算を算定していた40,245薬局を調剤基本料別に集計すると、調剤基本料1が最も多く、次いで、調剤基本料3ロ、調剤基本料3イと続いた。(表3)

表3 調剤基本料別 後発医薬品調剤体制加算 算定薬局数(2019年11月時点)

	調剤基本料1	調剤基本料2	調剤基本料3イ	調剤基本料3ロ	調剤基本料1注1	合計
後発調1	8,205	248	474	488	8	9,423
後発調2	11,423	396	805	970	26	13,620
後発調3	14,256	560	1,215	1,739	58	17,828
合計	33,884	1,204	2,494	3,197	92	40,871

都道府県別では、大都市圏をもつ東京、神奈川、愛知、大阪などで算定薬局数が多かったが、都道府県ごとの保険薬局数に対する算定割合は、沖縄、島根、岩手が高かった。最も高い沖縄 90.1%と最も低い徳島 43.6%との間には 46.5 ポイントの差があった。(図7)



今回の調査結果から、厚生労働省がかかげる「2020年9月までに後発医薬品の使用割合を80%にする」という目標に向かって一歩ずつ進んでいる様子が見えてくる。今後どのような施策が打たれ、どのように変化していくのか、引き続き動向に注目したい。

【参考】

項目	対象	要件	点数
後発医薬品使用体制加算 1	病院、診療所	後発医薬品使用割合 85%以上	45
後発医薬品使用体制加算 2	病院、診療所	後発医薬品使用割合 80%以上	40
後発医薬品使用体制加算 3	病院、診療所	後発医薬品使用割合 70%以上	35
後発医薬品使用体制加算 4	病院、診療所	後発医薬品使用割合 60%以上	22
外来後発医薬品使用体制加算	診療所	後発医薬品使用割合 70~85%	2~5
後発医薬品調剤体制加算 1	保険薬局	調剤数量割合 75%以上	18
後発医薬品調剤体制加算 2	保険薬局	調剤数量割合 80%以上	22
後発医薬品調剤体制加算 3	保険薬局	調剤数量割合 85%以上	26

[図 1、図 2、図 3、図 4、図 5、図 6、表 1、表 2、表 3]

出典：(株)日本アルトマーク [MDB α]

記事等へお取り上げくださる場合は、掲載誌を一部下記宛にご郵送いただけますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

株式会社日本アルトマーク MDB オペレーション部 白井
 〒108-0014 東京都港区芝 5 丁目 33 番地 1 号 森永プラザビル本館 15 階
 TEL. 03-6809-6251(平日 9:00~17:30) FAX. 03-3453-4140

【会社概要】

会社名	株式会社日本アルトマーク
代表者	代表取締役社長 梅田 友彦
所在地	東京都港区芝 5 丁目 33 番地 1 号 森永プラザビル本館 15 階
資本金	5,550 万円
設立	1962 年 3 月
従業員数	119 名(2019 年 7 月 1 日現在)
事業内容	メディカルデータベース(MDB)事業
ホームページ	http://www.ultmarc.co.jp